

民事判例研究

東北大学民事判例研究会

共同相続された株式、投資信託受益権および個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとされた事例

最高裁判平成 26 年 2 月 25 日第三小法廷判決（平成 23 年（受）第 2250 号：共有物分割請求事件）民集 68 卷 2 号 173 頁，判時 2222 号 53 頁，判タ 1401 号 153 頁

【事実】

X ら 3 名（原告・被控訴人＝附帯控訴人・上告人）および Y（被告・控訴人＝附帯被控訴人・被上告人）は、いずれも訴外 A（昭和 50 年死亡）と訴外 B（平成 17 年死亡）の子であり、A および B を相続した。平成 19 年、Y は、熊本家庭裁判所に対し、A および B の遺産分割審判の申立てをした。平成 20 年、同裁判所は、A および B の遺産のうち預貯金を除く部分である株式、投資信託受益権および個人向け国債（以下、これらをまとめて「本件国債等」という）につき、いずれも X らおよび Y が各持分 4 分の 1 の割合で共有することを内容とする遺産分割審判（以下、「本件遺産分割審判」という）がなされた（寄与分も問題となったが、本評釈では省略する）。Y は即時抗告をしたが、棄却され、同審判が確定した。その後、X らおよび Y は、本件遺産分割審判を前提に本件国債等の分割につき協議を続けたが整わず、平成 22 年、X らが Y に対し、共有物分割を求める訴えを提起した。

第一審（熊本地判平成 22 年 10 月 26 日金判 1438 号 17 頁）は、X らの請求を認容し、Y が控訴した（X らにより、予備的請求が加えられたが、省略する）。

原審（福岡高判平成 23 年 8 月 26 日金判 1438 号 15 頁）は、「本件国債等に基づく解約請求権等の受益権は、いずれもその性質上、可分債権に該当し、……相続人間で準共有を生じることはないものというべきであり、「本件遺産分割審判……も、……本件国債等を Y および X らに各 4 分の 1 の割合に相当する口数（株式数）により分割して帰属させる旨を確認したにすぎないものと解するのが相当である」とし、訴えを却下した。これに対し、X らが上告した。

【判旨】 破棄差戻し。

「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の配分を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和42年（オ）第1466号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照）、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁昭和42年（オ）第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁等参照）。」

本件投資信託受益権は、「委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律2条1項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（同法6条3項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法15条2項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

「本件国債は、個人向け国債の発行等に関する省令2条に規定する個人向け国債であるところ、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（同令3条）、取扱機関の買取により行われる個人向け国債の中途換金（同令6条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、一単位未満の権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」

以上から、本判決は、本件国債等について、これらの最終的な帰属は遺産分割により決せられるべきとし、「本件国債等は、本件遺産分割審判によってXら及

びYの各持分4分の1の割合による準共有となったことになり、Xらの主位的請求に係る訴えは適法なもの」とし、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すとの判断を下した。

【評釈】

1. 本判決の意義

本判決⁽¹⁾は、共同相続された株式、投資信託受益権および個人向け国債は、相続開始と同時に相続分に応じて当然分割されることはない」と判示するものである。

株式については、結論に限っては、従来の判例の見解を踏襲したものであり新規性はないが、本判決は株式が当然分割されない根拠を最高裁として初めて明確に示し、この点で重要である。投資信託受益権および個人向け国債については、本判決が最高裁としての初判断であり、先例的意義を有する。さらに、特に投資信託受益権については、金融機関ごとに対応が異なっていたようであり⁽²⁾、本判決は、金融実務に対しても意義が認められるといえよう。

本判決は、本件国債等の当然分割を否定する際、権利の「内容及び性質」を判断基準として採用する。どの権利の「内容及び性質」に着目するかは問題になった財産の種類ごとに異なるが、相続を原因とする権利の帰属を考える際の重要な基準が示された点も注目に値する。以下、先例の検討⁽²⁾、本判決の検討⁽³⁾、本判決の射程⁽⁴⁾の順で述べる。

2. 先例の検討

(1) 金銭その他可分債権の当然分割

共同相続の場合には、全ての相続財産は共有に属すると規定され（民法898条）、その財産の終局的な帰属は遺産分割によって決定される（同法906条以下⁽⁵⁾）。しかし、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁（以下、「昭和29年判決」という）が、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継す」との法理（以下、この立場を「当然分割法理」という）を示して以来、可分債権（特に金銭債権）は、遺産分割を経ず、相続開始と同時に各相続人へと帰属するとの判例法理が確立した。

その一方で、近年では、金銭債権であっても当然分割法理が適用されず遺産分割を経て終局的な帰属が決定されるものがあることが最高裁によって示されてい

た。最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁（以下、「平成 22 年判決」という）は、定額郵便貯金債権について、法令上に分割支払いを禁止する規定があることを前提に、相続時に分割を認めるとその規定の趣旨（定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ること）に反し、かつ前記規定により分割払戻しは否定される（単独で権利行使できない）ため、当然分割を認めることの意義を欠くとして、「同法（旧郵便貯金法——評釈者注）は同債権の分割を許容するものでな」と判示した。

以上のように、可分債権（金銭債権）の当然分割をめぐる判例法理は一定程度ではあるが見直され始めていたといえよう。次に、本件で問題となった国債等について、どのように判断されてきたのかを個別に検討する。

(2) 国債等に係る先例

(a) 株式

本判決が引用する最判昭和 45 年 1 月 22 日民集 24 卷 1 号 1 頁（以下、「昭和 45 年 1 月判決」という）は、株式の当然分割を否定した（準共有に至るとする）⁽⁴⁾先例として挙げられるが、同判決の主たる問題は別の点にあり、共同相続された株式の帰属についてはその問題の判断の前提として言及されたにすぎない。そのため、同判決は、株式が準共有となる理由を示さず、これを当然の前提とする。

これに対し、下級審裁判例では、理由を示し、株式の当然分割を否定するものが数件存在するが、その根拠は裁判例ごとに異なっており、①株式は可分給付を目的とする債権ではないこと⁽⁵⁾、②株式や株券の技術的問題の存在⁽⁶⁾、③株式が「地位」であること⁽⁷⁾、が挙げられる。

(b) 投資信託受益権

4 件の下級審裁判例⁽⁸⁾が存在し、結論としてはいずれも当然分割を否定することで一致していたが⁽⁹⁾、その理由付けは様々であった。根拠とされたのは、①金銭債権でないこと⁽¹⁰⁾、②議決権等が含まれる性質上の不可分債権であること⁽¹¹⁾、③約款上の規定⁽¹²⁾、④投資信託受益権は「地位」であり、それに含まれる議決権等が不可分債権であり、かつ、法律が同受益権を準共有の対象となる権利であることを前提とすること⁽¹³⁾である。

また、本判決との関係から、下級審裁判例や金融実務における投資信託受益権の口数⁽¹⁴⁾に関する見解を整理したい。共同相続された投資信託受益権の帰属が争われる場合、当然分割を主張する当事者は、口数の存在を根拠とすることがある。つまり、口数により分割を観念することが可能であり、解約・換金が 1 口単

位で行使できること、種類によっては1口1円と商品設計がされており預金債権類似のものとして扱うことが可能であるという。下級審裁判所は、上記の主張に対し、一定の理解を示しながらも、議決権等の権利を含むこと⁽¹⁵⁾、1口が必ずしも1円であるとは限らないこと⁽¹⁶⁾、口数の存在は可分性を肯定する根拠とするに足りるものではないこと⁽¹⁷⁾を理由に、口数の存在を根拠として可分性を説くことに否定的であった。また、金融実務では、1口を単位として分割は可能であるとする見解もあるが、1口が高額になる場合もあることから、口数をもって金銭債権性をどこまで肯定できるかはさらに検討が必要とする見解も主張されている⁽¹⁸⁾。

(c) 個人向け国債

福岡地判平成23年6月10日金法1934号120頁が唯一の先例である。同判決は、「個人向け国債に含まれる取扱機関に中途換金の請求をする権利や中途換金としての売渡しに係る代金支払請求権は、個人向け国債の関連法規等に照らし、単純な金銭債権と異なり、その性質上可分債権であるとみることはできない」とし当然分割を否定した。本判決同様、中途換金に関する権利に着目しているが、その権利が、法規上のどのような規定に照らし、単純な金銭債権または性質上可分債権ではないとするかは具体的に示されていない。

(d) 小括

以上のように、国債等については、判例・下級審裁判例においていずれも当然分割を否定するという結論こそ一致していたものの、その根拠は、不明または事例ごとに異なるという状況であった。

3. 本判決の検討

以下では、本判決について、本件国債等のうち問題となった財産の種類ごとに個別的検討を行ったうえ、先例との関係を述べることにしたい。

(1) 株式

本判決は、株式を法律上の「地位」と指摘したうえで、そこに自益権と共益権が含まれていることを理由に当然分割を否定する。しかし、上記両権利が含まれることにより、なぜ上記結論が導かれるのかは、株式に係る判旨からは明確ではない。この点、後述する投資信託受益権に係る判旨から推測すると、株式には「可分給付を目的とする権利でない」共益権が含まれていることを根拠に結論付けられたものと解するのが相当である⁽¹⁹⁾。また、下級審裁判例では、株式が

(121)

「地位」であることのみをもって当然分割の成否を結論付けていたのに対し、本判決は、「地位」であることに加え、その中に可分給付を目的としない権利が含まれることをもって結論付けており、二元的構造を採る点が特徴的である。

本判決は、結論に関しては昭和45年1月判決を踏襲し新規性はない。しかし、昭和45年1月判決当時においては、株式が相続される場合、自益権と共に共益権まで移転されるか否かという問題について、最高裁は見解を示していなかった⁽²⁰⁾。上記問題については、本判決が引用する最大判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁⁽²¹⁾（以下、「昭和45年7月判決」という）が、共益権を「譲渡または相続の対象となりえないと解するいわれはない」と示し、その相続性を認めるに至った⁽²²⁾。そのため、昭和45年1月判決および同判決により確立された判例法理では、株式の準共有（当然分割の否定）という点について、共益権の存在が必ずしも意識されていたとはいえないことに注意しなければならない。本判決は、この点を明確にした点に、重要な意義があるといえよう⁽²³⁾。

(2) 投資信託受益権

本判決は、本件投資信託受益権⁽²⁴⁾を信託契約に基づく「受益権」としたうえで、①口数を単位とすること、および②受益権の中に「可分給付を目的とする権利でないもの」が含まれることの二点を理由に当然分割を否定しているようにみえる。

まず、「受益権」とは何か、本判決はどのような権利として扱っているのかについて検討する。受益権とは、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利⁽²⁵⁾」と定義される。つまり、受益権は、複数の権利で構成される権利であり、本判決も「このような投資信託受益権に含まれる権利の……」（下線は評釈者による）というように、そのように扱っていることが窺える⁽²⁶⁾。以上から、本判決のいう「受益権」は、株式同様、「地位」として理解してよいのではないか。以下では、上記理解を前提として当然分割を否定する上記①および②の理由の検討を行う。

①について、本判決は、投資信託受益権が、単に「口数を単位とするものであって」というのみで、これが結論とどのように関係するのかは明らかではない。しかし、本判決は、最終的に「投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質」

(122)

から結論を導いており、その「内容」は「その内容として……」以下を示し、その「性質」は「可分給付を……」以下を示すと思われる。そうすると、口数に関する部分は、直接的に結論を理由付けるものではないと考えられ、その意味が問われる。前述したように、投資信託受益権は、口数の存在をもって、さらには1口=1円であることをもって金銭債権（特に預金債権）との類似性が指摘されてきた。しかし、1口がいくらになるかは信託設定時に契約で定められ⁽²⁷⁾、契約ごとに異なり、高額に設定される場合もあることから⁽²⁸⁾、普通金銭債権とは異なるものであるといわざるを得ない。そのため、本判決の口数に関する部分は、金銭債権との類似性を否定するための強調にすぎないものとみるのが相当であるように思われる⁽²⁹⁾。よって、積極的な根拠として働くのは、次の②のみであると理解する。

②について、本判決は、投資信託受益権に含まれる信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権等の委託者に対する監督的機能を有する権利が、「可分給付を目的とする権利でないもの」であり、このような「内容及び性質」から当然分割を否定する。株式における理由付けと同じく、受益権（地位）であることのみでなく、それに含まれる諸権利の検討をとおして結論付けるという二元的構造を採っている。

(3) 個人向け国債

本判決は、「法令上」、権利行使の単位が定められており、一単位未満にまで分割されることを予定されていないことを理由に、当然分割を否定する。個人向け国債の関連法規を見る限り、同権利の分割帰属を直接制限する規定は存在しない。しかし、個人向け国債は、「法令上」、一単位（1万円）未満まで分割されると権利行使が不可能になるため、本判決は、その可能性を回避するため、いわば実質的な理由で当然分割を否定したと思われる。

本判決は、まず、①当然分割を制限するような法令規定の存在の確認（個人向け国債の発行等に関する省令3条、6条）をし、次いで、②裁判所による上記規定の解釈（個人向け国債は、一単位未満の権利行使が予定されていないという「内容及び性質」を有するとの評価）を経て、結論（当然分割の認否の判断）を導く。本判決と同様の判断構造で、金銭債権の当然分割を否定した先例として、前掲平成22年判決がある。平成22年判決は、①分割払戻しを制限する旧郵便貯金法の規定を前提に、②(1)相続によって定額郵便貯金債権が分割されると解すると、同規定の趣旨（定期郵便貯

金に係る事務を定型化および簡素化すること)に反し、②(2)また、同債権が相続により分割されると解しても、上記規定による制限(分割払戻しをしないという条件)がある以上、共同相続人の一人による単独の権利行使は認められないため、そのように解する意義は乏しいとした。そして、②(1)(2)から、旧郵便貯金法は定額郵便貯金債権の「分割を許容するものではな」と評価し、同債権の当然分割を否定した。以上からすると、上記の両判決は同様の判断構造を採用しており、その意味で、本判決は、平成22年判決の延長線上にあると評価できる。

しかし、本判決は、②から結論部分に係る論理の点において、平成22年判決にはない考慮が存在しているように考えられる。②において、平成22年判決は、定額郵便貯金債権の分割自体が認められないという法令解釈を採ることで、演繹的に当然分割の否定を導く。一方で、本判決は、権利行使単位の制約から当然分割の否定を導くため、その間の論理が判然としない。本判決がいう、「一単位未満の権利行使が予定されていない」とは、一単位未満になったらもはや権利行使ができないということの意味し、本判決は、これを個人向け国債の「内容及び性質」であるとし、当然分割を否定する。そして、本判決は、法令解釈により、上記事情により、法令が分割自体を認めていないとするのではなく、あくまで権利の有する上記のような「内容及び性質」から当然分割(のみ)の否定を結論付ける。この点に着目すれば、個人向け国債が一単位未満にまで細分化され、その部分について(以下、これを「端数分」という)の権利行使が不可能となる蓋然性を生じさせる当然分割は、個人向け国債の「内容及び性質」とは両立しえないために認められない、という考慮があったといえよう⁽³⁰⁾。以上からすれば、端数分が生じない場合(相続人間で全て単位で割切れる場合であり、この場合、権利行使不可能の問題は生じない)でも、個人向け国債の「内容及び性質」に馴染まない以上、当然分割は否定されるものと解されるべきであろう。

(4) 小括

以上の個別的検討を通じて、①共同相続された法律上・契約上の「地位」は、それを構成する諸権利が可分給付を目的としているかの検討をもって当然分割の可否が決定されることになること、②金銭債権であっても、法令解釈により当然分割が否定されることがあることが導かれる。①については、さらに先例との関係で重要な点を指摘したい。

最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁(以下、「平成21年判決」という)

は、金銭債権である預金債権は当然分割されるが、これとは別に預金契約上の地位は共同相続人間で準共有されると判示する。これは、「預金債権と預金契約上の地位の分属可能性」を示唆したと評される⁽³¹⁾。そして、前記のような指摘は、本件で問題となった自益権と共益権（株式の場合）および金銭支払請求権と委託者に対する監督的機能を有する権利（投資信託受益権の場合）にも当てはまると評価しうる。しかし、本判決は、平成21年判決のように、株式等の金銭に関する権利と不可分な権利とを区別して帰属決定する方法を採らなかった。この点、株式については、昭和45年7月判決が、自益権と共益権の「密接不可分性」を認めた。つまり、「共益権も、帰するところ、自益権の価値の実現を保障するために認められたもの」で、「社員自身の利益のために与えられたものであり」、「このような共益権の性質に照らせば、それは自益権と密接不可分の関係において全体として社員の法律上の地位としての持分に包含され」という（下線は評釈者による）。また、投資信託受益権については、判例はないが、委託者に対する監督的機能を有する権利は、資産運用・拡大のための重要なものであることから、償還金請求権などの金銭債権に関する権利と密接不可分に結びついていると評価することができよう⁽³²⁾。そうすると、株式および投資信託受益権は金銭債権と地位の分属可能性を有するものではないというべきであり⁽³³⁾、本判決は、平成21年判決が示した法理の内容を明確にしたといえることができる。

4. 本判決の射程

(1) 約定等による当然分割の制限の可能性

本判決が、権利の「内容及び性質」として着眼するものは、いずれも法令上に規定されるものであった。では、例えば、可分債権の分割を否定する当事者間の意思表示ないし特約が存在する場合、これらにより分割は制限されるのか。民法が意思表示による不可分債権を認めていること（428条）、下級審裁判例で、約款解釈の結果、当然分割を否定したもの⁽³⁴⁾があることからすると可能性はありそうである。また、最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁（以下、「平成28年決定」という）は、定期貯金債権について、「契約上その分割払戻しが制限されている」とし、その制限は「単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべき」と説示する。そして、当然分割を認めると分割を制限した趣旨に反し、仮に当然分割を認めたとしても上記制限があるためその意義はないという平成22年判決と同様の理由を挙げ、このような定期貯金債権の「内容及び性質」から当然

分割を否定する。上記判旨からは、契約上の制限でも当然分割を否定することが可能であるように思われ、そうすると、法令上か契約上かという問題は結論を左右するものでないといえそうである。もっとも、平成28年決定は、契約上の分割制限を定期貯金債権の要素であるとし、「単なる特約ではな」と説示しているため、すべての契約による分割の制限が当然分割の否定に繋がるかは断言できない。しかし、金銭債権に結び付けられた可分性の制限が法令か契約によるかの区別は困難であることが少なくないこと、債権の相続という債権者の地位の帰属変更にすぎない場面で、法令で課された分割制限は考慮される一方、当事者の合意に基礎付けられる債権の内容・属性は考慮されないとするのは説得力に乏しいとの指摘がある⁽³⁵⁾。

(2) 「地位」を構成する権利の内容

本判決は、「地位」の中に可分給付を目的としない権利が含まれることを理由に当然分割を否定する。そうすると、ある「地位」が、全て可分給付を目的とする権利で構成されている場合は、「地位」に含まれる不可分債権が存在しないから、当然分割が肯定される可能性がある⁽³⁶⁾。

また、「地位」を構成する可分給付を目的としない権利の重要性が低い場合でも当然分割は否定されるのかという問題も考える必要がある。ここで注目したいのが、投資信託受益権に係る判旨において、可分給付を目的としない権利として、委託者に対する監督的機能を有する権利が挙げられていたことである。下級審裁判例では、投資信託受益権について、不可分債権として議決権の存在が指摘されており、さらに本判決の株式に係る判旨では、議決権が指摘されていたことからすると、本判決はあえて投資信託受益権の議決権を指摘せず、上記権利を挙げた可能性がある⁽³⁷⁾。投資信託における議決権は、非常に特殊な場合にのみ行使されるものであり、通常はほとんど意識されることはない⁽³⁸⁾。むしろ、信託財産を委託者の指図に基づき管理・運用する委託者指図型投資信託においては、本判決が挙げる信託財産に関する帳簿書類の閲覧や謄写の請求権等の委託者に対する監督的機能を有する権利の方が受益者の利益との関係ではより重要となる。つまり、受益者は、委託者が適切に信託財産を管理・運用しているか上記権利を通して判断することで、金銭給付を受ける権利を保全・強化することができるのであり⁽³⁹⁾、このような上記権利は、株式における議決権に相当するといえることができると思われる。このような理解の下では、本判決は、「地位」を構成する

可分給付を目的としない権利の重要性が大きい場合には、当然分割を否定する判断を下したといえよう⁽⁴⁰⁾。

(3) 「内容及び性質」基準の広がり

本判決後、前掲平成 28 年決定⁽⁴¹⁾は、従来の判例⁽⁴²⁾を変更し、預貯金債権は当然分割されないと判示した。平成 28 年決定は、「預貯金一般の性格等」⁽⁴³⁾を踏まえたうえで、本判決と同様に権利の「内容及び性質」から結論付けているが、そこで考慮された要素は、預貯金債権の「流動性」⁽⁴⁴⁾である。同決定が説示するこの「流動性」は、預貯金債権特有の性格であり、その射程はかなり限定されると解される⁽⁴⁵⁾。このような特殊な要素までも権利の「内容及び性質」に含まれることからすると、今後個々の可分債権（金銭債権）の検討によっては、さらに当然分割法理の射程が限られていくという可能性がある⁽⁴⁶⁾。

(湯本 あゆみ)

- (1) 本判決の評釈として、山下純司・法教 408 号 62 頁（以下、「山下①」という）、同・金法 2009 号 43 頁（以下、「山下②」という）、潮見佳男・金法 2001 号 7 頁、本山敦・月報司法書士 512 号 49 頁、香月裕爾・NBL1022 号 4 頁、古谷晋・金法 1992 号 1 頁、谷健太郎・金法 1993 号 4 頁、藤原彰吾・金法 1995 号 4 頁、堂園昇平・銀法 773 号 10 頁、浅井弘章・銀法 784 号 34 頁、奈良輝久・法の支配 175 号 102 頁、宮本誠子・判セ 2014 (I) 24 頁、田中亘・別冊ジュリ 225 号 134 頁、原恵美・ジュリ 1479 号 87 頁、平林美紀・リマークス 50 号 70 頁、佐久間毅・金法 2023 号 57 頁、松尾弘・法セ 724 号 118 頁、川淳一・民商 151 巻 3 号 263 頁がある。また、調査官解説として、角谷正毅・判解（平成 26 年度）78 頁。
- (2) 内海順太他「〈座談会〉相続時における投資信託の取扱い（上）・（下）」銀法 687 号 6 頁以下・688 号 23 頁以下。
- (3) しかし、同法は、相続財産中の債権債務の清算について何ら規定を置いていないため、その取扱いが問題となってきた。諸外国では、債権債務の清算を経てから遺産分割が行われるといった構造が採られているところもあるが、わが国ではそういったものは存在しない。
- (4) 同判決は、株式の帰属について、「株式を相続により準共有するに至った共同相続人は……」と言及するのみであり、厳密に言えば当然分割を否定したわけではない（そもそも、共同相続された株式の帰属については、問題として認識されていなかった可能性がある）。
- (5) 東京地判昭和 45 年 11 月 19 日下民集 21 巻 11・12 号 1447 頁。

- (6) 東京高判昭和48年9月17日判タ303号153頁。同事案は、株券が発行されていた場合に関するものであり、同判決は、金銭債権と異なるとの理由付けの他、株式と株券の対応関係という技術問題をも考慮し当然分割を否定した。
- (7) 徳島地判昭和46年1月19日判時629号90頁、大阪地判昭和61年5月7日判時1243号122頁。
- (8) これら下級審裁判例は、いずれも共同相続人らの一部が販売会社に対し、投資信託を解約し自己の相続分に応じた解約金等の支払いを請求した事例であり、主として、共同相続人の一人が単独で権利行使できるか否かが争点となっている。したがって、投資信託は可分債権と理解されるのか、そしてその結果、相続人らに当然分割されるか否かの関心は、権利行使方法を判断するうえでの、あくまで前提として扱われているにすぎない。
- (9) 多くの評釈において、大阪地判平成18年7月21日金法1792号58頁が、投資信託受益権の当然分割を肯定した例として紹介されている。しかし、同判決は、投資信託振替制度開始以前の事例であり、当時の投資信託は、現在のその構造とは異にする部分が多く、さらに特殊な論理が用いられていると考えられるため(同旨、渡辺隆生・金法1907号5頁)本評釈ではあえて先例として紹介しない。
- (10) 熊本地判平成21年7月28日金法1903号97頁。
- (11) 福岡高判平成22年2月17日金法1903号89頁(前掲注(10)の控訴審)。
- (12) 福岡地判平成23年6月10日金法1934号120頁。
- (13) 大阪地判平成23年8月26日金法1934号114頁。
- (14) 口数について検討するものとして、中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例VI(2012年後期)』(日本評論社、2013年)14頁以下がある。
- (15) 前掲注(11)96頁。
- (16) 前掲注(12)125頁。
- (17) 前掲注(13)118頁以下。
- (18) 内海他・前掲注(2)(下)23頁以下。
- (19) この点に関して、本判決の理由がどこまで実質的な理由になっているか疑問を呈する見解も存在する(山下①・前掲注(1)65頁、川・前掲注(1)268頁)。つまり、相続により株式が分割されるとすると、会社の経営支配権が共同相続人へ分散され円滑な承継が困難な可能性があり、議決権が分散されることは望ましくないとの価値判断が先にあったのではないかという。しかし、このような理解は、株式の帰属が経営権と大きく関わる中小企業のような閉鎖会社の発行する株式には首肯しうが、本件では公開会社(九州電力株式会社)の株式が問題となったものであり、その妥当性は低いと考える。従来、共同相続された株式の帰属についての判例および下級審裁判例はおよそ閉鎖会社に関するものであったため、前述のような理解のもと、株式の当然分割が否定される傾向にあったとも考えられる。しかし、近年では、剰余金目的のために株式を保有する場合も多く、必ずしも経営支配権が重要な考慮要素とならない場合もあるのではないか。し

- かしながら、判例・学説では、株式を発行している会社が公開会社か閉鎖会社かで何らかの区別をしていないようである。
- (20) 当時の学説では、共益権は、株主が会社の機関としての資格で有する権利で、これは全体の利益のために行使しなければならず、株主の権利は自益権のみで共益権を含まないとする社員権否認論や、株式は金銭債権のみをさすという株式債権説等が主張されており、これら見解によると株式の譲渡または相続によって移転するのは自益権のみとなる（北村雅史他『現代会社法入門〔第4版〕』（有斐閣、2015年）53頁、江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣、2017年）129頁以下（注3））。
- (21) 同判決は、有限会社法における社員の持分を問題とするものであるが、「有限会社における社員の持分は、株式会社における株式と同様、社員が社員たる資格において会社に対して有する法律上の地位（いわゆる社員権）を意味し……」（下線は評釈者による）というように、同判決の説示は株式の共益権にも妥当すると解される。
- (22) 同判決では、共益権の中でも、会社解散請求権、社員総会決議取消請求権および社員総会決議無効確認請求権の相続性が問題となった。
- (23) 判例において、共同相続された株式の帰属自体が問題となったものはなく、従来、付随的な問題として扱われてきたにすぎなかった。そのため、昭和45年7月判決以降も、判例は株式の準共有（当然分割の否定）を前提とした判断を行うのみであり、その根拠について示すことはなかった。
- (24) 本判決で問題となったのは、委託者指図型投資信託における受益権であり、信託財産を委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるものに対する投資として運用することを目的とする信託であって、投信法に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう（投信法2条1項）。また、上記投資信託の基本的構造については、山崎和哉『資産流動化法——改正SPC法・投信法の解説と活用法——』（金融財政事情研究会、2001年）106頁以下、野村アセットマネジメント株式会社編『投資信託の法務と実務〔第3版〕』（金融財政事情研究会、2006年）62頁以下参照。
- (25) 信託法2条7項。
- (26) これに対し、個人向け国債については「このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば……」とすることから、単純な金銭債権として扱っていることが窺われる。
- (27) 山下①・前掲注（1）67頁。
- (28) 本判決や下級審裁判例において問題となった投資信託受益権は、1口=1円とするMMFやMRF等である。しかし、多くの投資信託では、1口=1万円であり、財産が値上がりすることによってその額を超える場合、反対に下回る場合があるという（内海他・前掲注（2）（下）23頁〔堂園昇平〕）。
- (29) 株式も「株式数」という単位を有するが、本判決はこれを指摘していない。株式も、割合的単位に細分化されており分割が可能であると指摘されるところではあるが（山下

- ①・前掲 (1) 65 頁)、預金債権などの金銭債権との類似性を説かれることはない。そのため、株式については、単位に言及しなかったものと考え。
- (30) 本判決の調査官解説は、個人向け国債の当然分割が否定された理由について、本判決が挙げる理由の他、個人向け国債が、発行毎に名称および記号で特定され、償還期限等の発行条件が定められるものであり(個人向け国債の発行等に関する省令4条14項)、一般の金銭債権のような抽象性を有するものではないことを挙げる(角谷・前掲注(1)95頁)。
- (31) 判時2034号31頁〔匿名コメント〕。
- (32) さらに後述するように、本判決は、投資信託受益権の議決権にあえて着目しなかったと思われるが、その理由として、平成21年判決の示した権利の分離の射程を遮断するためであったと考えられる。
- (33) この点に関して、預金については、預金者としての口座の利用権限と預金債権者としての取立権限が区別され分属しうる(森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人他編『信託取引と民法法理』(有斐閣,2003年)327頁(注52))ため、預金債権が地位とは区別して把握され、預金債権として差押えや譲渡の対象となっていることから、預金債権の帰属と、口座の利用といった契約上の地位の帰属が分属するとされる(原・前掲注(1)88頁)。
- (34) 前掲注(12)。
- (35) 潮見・前掲注(1)10頁。
- (36) 同旨、佐久間・前掲注(1)62頁(注31)。
- (37) 同旨、平林・前掲注(1)72頁。
- (38) 中田・前掲注(14)17頁。
- (39) 内海他・前掲注(2)(下)25頁〔奥国範〕。
- (40) 共同相続の対象となる権利に金銭給付に係る部分が含まれているものの、金銭給付に還元されないその余の権限等も、その権利の本質的な要素をなしている場合には、当然分割が否定されるとする見解がある(潮見・前掲注(1)9頁)。
- (41) 同決定については、潮見佳男・金法2058号17頁以下、水野貴浩・月報司法書士541号72頁以下、西希代子・法教440号70頁以下、その他多数の評釈がある。また、同決定を含め、預貯金債権の共同相続について検討するものとして、白石大「相続による債権・債務の承継」法時89巻11号18頁以下がある。
- (42) 最判平成16年4月20日家月56巻10巻48頁。
- (43) 預貯金債権の現金との類似性(潮見・前掲注(41)18頁では、「同質性」と表現される)が説かれた。
- (44) 平成28年判決は「普通預金債権及び通常預金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものであり、預金者が死亡したときには、上記債権は共同相続人全員に帰属するが、「上記債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない

限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」と解され、と示す。

(45) 水野・前掲注(41) 82頁。

(46) もっとも、平成28年決定の背後には、共同相続人間の実質的公平を図る遺産分割の要請があり、現金のように評価の不確定要素の少なく、かつ遺産分割の方法を定めるにあたって調整に資する財産、特に預貯金債権を遺産分割の対象にすることが望まれていたという事情がある。そのため、同決定の根拠となる部分も預貯金債権固有のものによるところが多く、金銭債権一般の「内容及び性質」からは導いていない。このような同決定の態度からすれば、判例の当然分割法理はいまだ確固たるものであり（この点は、同決定が昭和29年判決ではなく、平成16年判決（前掲注(42)）を変更したことからも首肯しうる）、同判決は、預貯金債権のみの当然分割を否定するため、より特殊な権利の「内容及び性質」に着目したと解される。そうすると、本判決の示した権利の「内容及び性質」という判断基準は、平成28年決定によってはそれほどの広がりを見せなかったということになる。